

政治及び國民生活の自由の制限除去に關する聯合軍命令  
が労働者組織に對する凡申了法的障礙を除去した旨を附  
言した。即ち、同司令部渉外局發表によれば、今や勞  
働者が組合運動に携する權利を制限せんとする壓制法規や  
戰時統制法は日本に於て一切存在しないことになつた。  
而して、日本の自由主義的分子は労働組合、即ち同  
心國民の一部である人々の活動を合法的に認め、やが法  
策を準備し、これを制定するものと期待せられた。今回の  
撤廢の對象となつたものは國民勸業労働員令他七法令であ  
る。

之に續いて、同司令部は昭和三十一年一月四日「極端  
なる國家主義的團體の解散、並に舞臺指導者の公職追放

に關する指令を發した。而して果然産業報國運動に關  
する取調心か開始された。同年二月六日同司令部民間情  
報教育局よりヒツクス中尉が本會に來訪し、協同會と産  
業報國運動との關係に就て取調心としたかあつたか、  
本會當事者は之に對して同運動と本會との關係を詳細に  
説明すると共に、産業報國運動に就ての報告書を  
提出した。

然し、同司令部の産業報國運動に關する取調は益々詳  
細に涉り、産業報國聯盟より時局對策委員會にも及び  
、更に民間情報教育局調査課長ホツク氏は産業報國聯盟  
理事長たりし河原田敏吉氏と會見して取調心等極めて  
慎重且つ深刻なるものであつた。更に、同司令部の取調